

ロープ式ホームエレベーター型式適合認定チェックリスト(R7年1月1日以降)

本チェックリストは、一般乗用エレベーター、小型エレベーター、特殊駆動方式及び斜行エレベーターには適用できません。
適合欄記入例(該当:○、非該当:ー)、参照先欄(仕:仕様書、計:計算書、図:図面、資:資料)の該当欄に記載頁を記入

No	項目	確認内容	適合	参照先				関連条項
				仕	計	図	資	
1	型式区分の明確化	(1) 駆動方式、積載量、定員、定格速度、用途、かご寸法、出入口方式が特定の1種類に限定されていること。ただし、かご構造部材の変更がない範囲内で、かご寸法は10%以内の幅のある数値設定を許容。					型式認定条件： 左記の項目を含め昇降機型式適合認定申請要領書による。	
		(2) 1型式内で主索種別、径、本数及びかご構造部材形状寸法は1種類であること。ガイドレールのサイズは、耐震レベル対応でかご用レールは2種類、釣合おもり用レールは3種類までであること。						
		(3) 釣合鎖又は釣合ロープの有無により上記(2)が変化しないこと。同部品負荷の有無でそれぞれの昇降行程の上限を明示し、それぞれ最も厳しい条件(各強度検証部位の安全率が低くなる条件)で構造計算されていること。(上記により釣合くさり又は釣合ロープは、1型式内でオプション仕様として扱うことができる。)						
		(4) かご質量の上限が設定されていること。						
		(5) 1型式内で、安全装置(ブレーキ、调速機、非常止め装置、ドアインターロックスイッチ、ゲートスイッチ、リミットスイッチ、緩衝器)は1種類であること。						
		(6) 防滴仕様(例:防滴型ドアスイッチ、防滴型リミットスイッチ等)、釣合おもり用非常止め装置等の有無は、予め型式適合認定の仕様書に記載してあること。(上記によりこれらを1型式内のオプション仕様にする。)						
		(7) 1型式内で、かごの意匠(トランクの有無及びかご出入口の数を含む)、側板、床仕上げ材等によるかご自重の変動の上限は、上記(2)から(5)を満足していること。						
		(8) 下記機械室レイアウトの変化は、別型式とすること。 ① 頂部機械室、② マシンルームレス、③ ベースメントマシン、④ サイドマシン、⑤ 斜行エレベーターと垂直型エレベーター、⑥ かごに展望窓付き・不付き、⑦ 釣合おもりの有無、⑧ 安全率不足となるオプション採用、⑨ 仕様書に提示する最小頂部すき間以下となるもの、⑩ 仕様書に提示する最小ピット深さ以下となるもの、⑪ 国土交通大臣が認定した事項の含入・不含						
2	全体	石綿等を添加した材料を使用していないこと。					法第28条の2	

No	項目	確認内容	適合	参照先				関連条項
				仕	計	図	資	
3	使用形態	かごが住戸内のみを走行すること。長屋や共同住宅でも住居毎にエレベーターが複数設置されていて、各エレベーターが各住戸の専用になっていること。						H12 告示第 1413 号 第 1 第六号、解説
4	床面積	かご床面積が 1.3m ² 以下であること。						H12 告示第 1413 号 第 1 第六号
5	法定積載荷重	床面積 1m ² につき 1800N とし、かつ、1300N 以上であること。計算した数値が 1980N を超える場合は、1980N とすること。						H12 告示第 1415 号 第五号
6	かご内の表示	用途、積載量(kg)、最大定員を明示した標識を見やすい場所に掲示すること。						令第 129 条の 6 第五号
7	強度計算積載量	強度計算上の積載量(kg) ≥ 法定積載荷重/9.8、 強度計算上の積載量 ≥ 表示上の定格積載量であること。						
8	定員	定員 ≤ 定格積載量(kg)/65 であること。						
9	強度検証法 (換算係数 α_1, α_2)	強度検証法で $\alpha_1=1.6$ 、 $\alpha_2=2.0$ (ガイドレールを除く) を適用していること。						令第 129 条の 4 第 2 項 H12 告示第 1414 号 第 2 第一号イ(2)
10	強度検証法(かご枠及び床版)	かご枠及び床版の安全率が、常時 ≥ 3.0 及び安全装置の作動時 ≥ 2.0 であること。						H12 告示第 1414 号 第 2 第二号イ
11	強度検証法 (支持ばり)	支持ばりの安全率が、常時 ≥ 3.0 及び安全装置作動時 ≥ 2.0 であること。 支持ばりについては、標準とする支持間隔における部材寸法指定とすることを許容する。						H12 告示第 1414 号 第 2 第二号ロ
12	強度検証法 (ガイドレール)	ガイドレールの荷重の換算係数は、 $\alpha_2=6.0$ (早ぎき非常止めの場合) を適用していること。						H12 告示第 1414 号 第 2 第一号ロ
13		ガイドレールの安全率は次の(一)、(二)のいずれかとする こと。 (一) 常時 ≥ 3.0、安全装置作動時 ≥ 2.0。 (二) 建設省告示により短期許容応力度を定められた鋼材その他の金属のガイドレールにあつては、常時の応力度が規定又は認定された許容応力度の 1/1.5 以下、安全装置作動時の応力度が規定された又は認定された許容応力度以下であること。						H12 告示第 1414 号 第 2 第二号ハ(一)、 (二)
14		レールブラケットの間隔の上限が適切な数値で設定されていること。						耐震設計施工指針 (2009 年版)
15		ガイドレールで機器等の常時鉛直荷重を受けるものでは、 α_1 を考慮した作用荷重による圧縮応力度と曲げ応力度の応力度比の合計が 1 以下であること。また、安全装置作動時には α_2 を考慮した圧縮応力度と曲げ応力度の応力度比の合計が 1 以下であること。						H12 告示第 1414 号 第 2 第二号ハ

No	項目	確認内容	適合	参照先				関連条項
				仕	計	図	資	
16	主索種別 (右のいずれか)	主索は、JIS G 3525(ワイヤーロープ)、JIS G 3546(異形線ロープ)、JIS G 3549(構造用ワイヤーロープ)又はJIS G 3550(構造用ステンレス鋼ワイヤーロープ)であること。						H12 告示第 1446 号 第 1 第三号、別表第一
17		主索に法第 37 条認定品を使用する場合は、適合欄に「37」と記入のこと。						法第 37 条第二号
18	主索及び綱車直径	主索直径 ≥ 10 mm、綱車直径/主索直径 ≥ 40 であること。ただし、かかり代が 1/4 周以下の綱車では、綱車直径/主索直径 ≥ 36 とすることができる。						H12 告示第 1414 号 第 2 第三号イ(1)、 (3)(i)
19		定格速度 45m/min 以下で、かつ昇降行程 13m 以下のエレベーターでは、綱車直径/主索直径 ≥ 36 。						H12 告示第 1414 号 第 2 第三号イ (3)(ii)
20		定格速度 30m/min 以下で、かつ昇降行程が 10m 以下のエレベーターでは、主索直径 ≥ 8 mm、綱車直径/主索直径 ≥ 30 。						H12 告示第 1414 号 第 2 第三号イ (1)(i)、(3)(iii)
21		定格速度 15m/min 以下のエレベーターでは、主索直径 ≥ 8 mm、綱車直径/主索直径 ≥ 30 。 ただしかかり代が 1/4 周以下の綱車では、綱車直径/主索直径 ≥ 20 とすることができる。						H12 告示第 1414 号 第 2 第三号イ (1)(ii)、(3)(iv)
22	主索端部構造 (右のいずれか)	鋼製ソケットにバビット詰め、又は、鋼製楔式ソケットであること。						H12 告示第 1414 号 第 2 第三号イ、 (1)(i)、(ii)、 (2)(i)、(ii)
23		定格速度 30m/min 以下かつ昇降行程が 10m 以下のエレベーター、もしくは定格速度 15m/min 以下のエレベーターでは、鋼製ソケットにバビット詰め、鋼製楔式ソケット、据え込み式止め金具、鉄製クリップ止め又は鋼製ソケットに樹脂固定であること。(据え込み式止め金具については、現地での施工を禁止した施工管理書の提出を求める。)						
24		国土交通大臣の認定を取得したものであること。						令 129 条の 4 第 1 項第三号
25	強度検証法 (主索及び主索端部)	主索の安全率が、設置時 ≥ 5.0 及び使用時 ≥ 4.0 並びに安全装置の作動時において、設置時 ≥ 3.2 (巻胴式では 2.5)及び使用時 ≥ 2.5 であること。						H12 告示第 1414 号 第 2 第三号ロ(1)
26		主索の端部の安全率は、設置時 ≥ 4.0 及び使用時 ≥ 3.0 。安全装置作動時には、設置時及び使用時 ≥ 2.0 であること。						H12 告示第 1414 号 第 2 第三号ロ(2)
27		主索の限界安全率が設置時 ≥ 3.2 (巻胴式では 2.5)及び使用時 ≥ 2.5 であること。						H12 告示第 1414 号 第 2 第三号ハ(1)
28		主索の端部の限界安全率が、設置時及び使用時 ≥ 2.0 であること。						H12 告示第 1414 号 第 2 第三号ハ(2)
29		主索に国土交通大臣の認定を取得した構造方法による場合は、主索及び主索の端部の安全率は認定された値以上であること。						法第 37 条 令 129 条の 4 第 1 項第三号

No	項目	確認内容	適合	参照先				関連条項
				仕	計	図	資	
30	主要な支持部分(腐蝕又は腐朽)	かご及び主要な支持部分のうち腐食又は腐朽のおそれのあるものは、適切な材料を用いるかまたは防腐のための措置を講じたものであること。						令第129条の4第3項第一号
31	主要な支持部分(摩損又は疲労破壊)	主要な支持部分に摩損又は疲労破壊のおそれがある場合は、2以上の部分で構成し、それぞれが独立してかごを支えられるものであること。						令第129条の4第3項第二号
32	主要な支持部分(滑接構造の外れない構造)	一 滑節構造とした接合部は、かごに設けるガイドシュー等と昇降路に設けるガイドレールが接合し、かつ、ガイドシュー等が可動するものとなっていること。						令第129条の4第3項第三号 H20 告示第1494号 第一号、第二号イ、 ロ
33		二 次のイ、ロ、いずれかであること。 イ ガイドシュー等とガイドレールが嵌合するものであること。 ロ ガイドレールは、その設置面に対して垂直方向にガイドシュー等と接する部分が、地震力によって生じると想定されるガイドレールのたわみよりも10mm以上長いものであること。						
34	主要な支持部分(滑車からの外れ防止構造)	一 滑車は、索を滑車の溝にかけることにより円滑に回転するものであること。						令第129条の4第3項第四号 H20 告示第1498号 第一号～第五号
35		二 滑車の溝は、索の形状に応じたものとし、滑車の索に面する部分の端部からの溝の深さは、3mm以上で、かつ、索の直径の1/3以上であること。						
36		三 索が滑車から外れないよう鉄製又は鋼製のロープガードを設けること。						
37		四 ロープガードは、滑車の索に面する部分の端部のうち、最も外側にあるものとの最短距離が索の直径の3/4以下であり、それ以外のものは17/20以下であること。						
38		五 巻胴式においては滑車の索に面する部分の端部の最も外側にあるものからの溝の深さが索の直径以上であること。この場合は前記2項目(ロープガード)の規定は適用しないが、そうでない場合はロープガードを設けること。						
39	主要な支持部分(釣合おもりの構造)	釣合おもりは枠及び釣合おもり片により構成されていること。						令第129条の4第3項第五号 H25 告示第1048号 第一号～第三号 H12 告示第2464号 第1
40		固定荷重及び地震力により釣合おもり枠に生ずる力が本号ロに示された式によって計算され、枠の各断面に生ずる短期の応力度が計算されていること。 計算された応力度が令第3章第8節第3款の規定による短期許容応力度を超えていないこと。又は、基準強度が令第90条関連告示に示されていない鋼材を使用する場合には、その鋼材の規格が定められており、規格の引張強さを2.0で除して求めた数値を基準強度とすること。(H26.3.31 付け指導課技術的助言の内容を満たしていることが必要)						

No	項目	確認内容	適合	参照先				関連条項
				仕	計	図	資	
41	主要な支持部分（つづき釣合おもり）	おもり片の脱落防止構造は、次のいずれか。 イ 地震力でたて枠にたわみが生じても、おもり片が脱落しない構造となっていること。 ロ たて枠のたわみ量を告示に示された地震力により計算し、おもり片と接する部分のたわみ方向の長さがたわみ量よりも 10mm 以上長いものとする。たて枠及び上下枠の連結は、特別な調査又は研究により接合部の性能を確かめた場合を除き、ピン接合として計算すること。					釣合おもり片が釣合おもりから脱落しない構造については、昇降機耐震設計・施工指針の釣合おもりの脱落防止構造を参照のこと	
42	主要な支持部分(地震時の構造耐力上の安全性)	令第 129 条の 4 第 1 項に規定された主要な支持部分の各断面において、固定荷重及び積載荷重並びに地震によって生ずる力が H25 告示第 1047 号第二号に示された式により計算され、その力によって各断面に生ずる短期の応力度が計算されていること。昇降する部分の荷重については走行方向の加速度 0.3G 分の荷重が含まれていること。 (特別な調査又は研究の結果に基づく地震時の加速度を考慮した地震力でもよい。) (主要な支持部分としては、主索、主索端部、支持ばり、機械室なしのガイドレールを含む。)					令第 129 条の 4 第 3 項第六号 H25 告示第 1047 号第一号～第三号 平成 26 年 3 月 31 日付け国住指第 4444 号の技術的助言の第一第 2 項	
43		計算された応力度が令第 3 章第 8 節第 3 款の規定による短期許容応力度を超えていないこと。 又は、基準強度が令第 90 条又は令第 94 条の関連告示に示されていない鋼材等を使用する場合には、その鋼材等の規格が定められており、規格の引張強さを告示第 1414 号の安全装置作動時の安全率で除して求めた数値を基準強度としていること。 なお、平成 26 年 3 月 31 日付け国住指第 4444 号の技術的助言の第一第 2 項に示された事項を満たすこと。						
44	かごの材料	構造上軽微な部分を除き、難燃材料で造り、又は覆うこと。ただし、地階又は 3 階以上の階に居室を有さない場合、防火上支障のないものとして国土交通大臣が認めるものは、この限りではない。					令第 129 条の 6 第二号	
45	かごの構造 (令第 129 条の 6 第一号、第三号、第四号)	出入口、天井救出口、床面から 30cm 以下又は 180cm 以上の壁および天井に設ける換気口以外の部分は、壁又は囲い、床及び天井で囲われていること。					H20 告示第 1455 号第 1 第一号	
46		天井救出口を設ける場合は、かご内から開かない構造であること。					H20 告示第 1455 号第 1 第二号	
47		換気上有効な開口部を設ける場合には、ガラリその他これに類するものが設けられていること。					H20 告示第 1455 号第 1 第三号	
48		かごの壁等は、任意の 5cm ² の面に 300N の力が作用した場合において、次のイ及びロに適合すること。 イ 15mm を超える変形が生じないこと。 ロ 塑性変形が生じないこと。					H20 告示第 1455 号第 1 第四号	

No	項目	確認内容	適合	参照先			関連条項
				仕	計	図	
49	かごの構造 (つづき) (令第129条の6第一号、第三号、第四号)	かごの壁等に使用するガラスは、次のイ及びロに適合するものとする。こと。 イ 合わせガラス (JIS R 3205) 又はこれと同等以上の飛散防止性能を有するものであること。ただし、かごの出入口の戸 (床面からの高さが 1.1m を超える部分に限る。) に使用するガラスにあつては、厚さ 6mm 以上で幅 20cm 以下の網入ガラス (JIS R 3204) とすることができる。 ロ かごの壁又は囲い (床面からの高さが 1.1m 以下の部分) に使用するガラスにあつては、手すり (ガラス以外の部分一箇所以上に堅固に取り付けられるもの) を床面から 0.8m 以上 1.1m 以下の高さの位置に設けることその他安全上必要な措置が講じられたものであること。					H20 告示第 1455 号 第 1 第五号
50		かごの壁又は囲いは、その脚部を床版に、頂部を天井板に緊結すること。					H20 告示第 1455 号 第 1 第六号
51		かごの出入口の戸は、かご内の人又は物による衝撃により容易に外れないものとする。					H20 告示第 1455 号 第 1 第七号
52		かごの床面で 50 ルクス以上の照度があること。					H20 告示第 1455 号 第 1 第八号
53		かごの天井の高さは 2m 以上であること。					H20 告示第 1455 号 第 1 第九号
54		かごの出入口の戸は、開き戸、折りたたみ戸又は引き戸であること。					H20 告示第 1413 号 第 1 第六号イ (2)
55		かごの出入口の戸の各部のすき間は 8mm 以下となっていること。					H20 告示第 1413 号 第 1 第六号イ (3)
56		開き戸又は折りたたみ戸であるかごの出入口の戸は、昇降中にかごの外に向かって開かない構造であること。					H20 告示第 1413 号 第 1 第六号イ (4)
57		自動的に閉鎖する構造の開き戸又は折りたたみ戸であるかごの出入口の戸は、次の基準に適合すること。 (i) 戸の質量 (kg) に戸の開閉時の速度 (m/s) の二乗を乗じた数値が 20 以下となること。 (ii) 150N 以下の力により開閉すること。					H20 告示第 1413 号 第 1 第六号イ (5)
58		かごの出入口の戸は、安全かつ円滑に開閉するものとなっていること。					H20 告示第 1455 号 第 2 第五号
59		かごの出入口の戸は、かごの昇降中に、かご内の人又は物による衝撃により容易に開かないものであること。					H20 告示第 1455 号 第 2 第六号
60		自動的に閉鎖する構造のかごの出入口の戸は、反転作動ができるものであること。					H20 告示第 1455 号 第 2 第七号
61	かご天井救出口省略の要件	次の (1)、(2) のいずれかであること。 (1) 停電時でも制御器の操作でかごを昇降可能であること。 (2) 手動操作でかごを昇降可能なこと。					H12 告示第 1413 号 第 1 第一号ロ (1)、 (2)

No	項目	確認内容	適合	参照先				関連条項
				仕	計	図	資	
62	駆動装置、制御盤の昇降路内配置に伴う必要条件	換気上有効な開口部、換気設備、空調機を設けていること。ただし、温度上昇が駆動装置等を設けた場所の温度が摂氏7度以上上昇しないことが確かめられた場合は、この限りでない。					H12 告示第 1413 号第 1 第三号二	
63	(機械室なしエレベーターに適用する。)	かご及び釣合おもりがその全昇降行程範囲内において、駆動装置、制御盤(開閉式蓋を含む)に接触しないこと。					H12 告示第 1413 号第 1 第三号ホ	
64		駆動装置の点検を要する部分と昇降路壁面までの水平距離は、50 cm 以上であること。					H12 告示第 1413 号第 1 第三号ヘ	
65		制御器を昇降路内に設ける場合には、非常時に昇降路外からかごを制御できる装置を設置していること。当該装置がワイヤーロープの場合は、ワイヤーロープの変位が生じないように必要な措置を講ずること。					H12 告示第 1413 号第 1 第三号ト	
66		駆動装置を昇降路の底部に設ける場合は、保守点検時にかご又は釣合おもりの降下又は落下による人身事故を防止するための以下の装置を設けていること。 (1) 昇降路外において、かごの降下を停止することができる装置 (2) 昇降路内において機械的にかごの降下を停止することができる装置 (3) 非常の場合に昇降路内において動力を切る装置 ただし、高さが 1 m 以上の退避空間があれば(3)は不要。また、かご又は釣合おもりが緩衝器に衝突した場合でも駆動装置等に触れるおそれがないこと。					H12 告示第 1413 号第 1 第三号チ	
67	昇降路の外側から点検するようにした制御盤の扉は、施錠装置を有すること。扉が施錠されていない場合は、呼びに応答しないこと。					H12 告示第 1413 号第 1 第三号チの昇降機技術基準の解説の設計上の留意事項(2)		
68	駆動装置及び制御器の移動・転倒防止	駆動装置及び制御器は、地震その他の震動によって移動転倒しないよう以下の規定に適合すること。 駆動装置等は、機械室の部分又は駆動装置等を支持する台にボルトで緊結していること。防振ゴムを用いる場合は、ボルト又はボルト及び形鋼等で固定していること。					令第 129 条の 8 第 1 項 H21 告示第 703 号第一号	
69		駆動装置等の支持台は、機械室の部分にボルトで緊結されていること。防振ゴムを用いる場合は、ボルト又はボルト及び形鋼等で固定していること。					H21 告示第 703 号第二号	
70		機械室の部分並びに支持台は、地震その他の震動に対して安全上支障となる変形、ひび割れ、損傷が生じないものであること。					H21 告示第 703 号第三号	
71		支持台及び形鋼等は、JIS G3101 に規定する SS330, SS400, SS490 若しくは SS540 又は同等以上の強度を有する鋼材、又は、JISG5501 に規定する FC250, FC300, FC350 又は同等以上の強度を有する鉄材とすること。					H21 告示第 703 号第四号	

No	項目	確認内容	適合	参照先				関連条項
				仕	計	図	資	
72	駆動装置及び制御器の移動・転倒防止	ボルトは、座金の使用、ナットの二重使用その他これらと同等以上の効力を有する戻り止め措置を講じたものであること。						H21 告示第 703 号第五号イ
73	(つづき)	ボルトの軸断面に生ずる長期の引張り及びせん断の応力度並びに短期の引張り及びせん断の応力度は、告示に掲げられた式に適合するものであること。						H21 告示第 703 号第五号ロ
74	制御器 (令第 129 条の 8 第 2 項)	定格積載の 125%の荷重が加わっても、かご位置が著しく変動しないこと。						H12 告示第 1429 号第 1 第一号
75		かご又は昇降路の出入口の戸の開閉に応じて駆動装置の動力を調節する次の装置があること。 イ かご又は昇降路の出入口の戸が開く場合に自動的に作動し、かごを昇降させないものであること ロ 令第 129 条の 7 第三号に規定する施錠装置が施錠された後に自動的に作動し、かごを昇降させるものであること。 (チェックリスト末尾注記 1 参照)						H12 告示第 1429 号第 1 第二号及び第三号イ、ロ H20 告示第 1447 号
76		かご内及びかご上で駆動装置の動力を切ることができる装置を設けること。(自己保持型であること。) なお、昇降行程が 10m 以下かつ、かご上運転の必要がないエレベーターでは、かご上停止スイッチは省略できる。						H12 告示第 1429 号第 1 第四号
77	ピット深さ (右のいずれか)	H12 告示第 1423 号第 1 第一号規定値以上であること。						H12 告示第 1423 号第 1 第一号イ、イ但し書き
78		かごが最下階床面に停止時、かご床下緩衝器受け板と緩衝器とのすき間(ランバイ)及び緩衝器ストロークが適切に確保されていること。						
79	頂部すき間 (右のいずれか)	H12 告示第 1423 号第 1 第一号規定値以上であること。						H12 告示第 1423 号第 1 第一号ロ
80		(トラクション式の場合)かごが最上階を行過ぎ、釣合おもりがピットの緩衝器を全圧縮してかごが飛び上がったときでも、かご上のあらゆる機器と昇降路の頂部機器又は構造体とのすき間を、頂部安全距離確保スイッチを設けた場合又はかご上で運転しない場合は 2.5 cm 以上、それ以外の場合は 60cm 以上確保していること。 (巻胴式の場合)かごが最上階を行過ぎた場合でも、昇降路頂部に設けた緩衝器等でそれ以上のかごの上昇を機械的に阻止する構造となっていて、かご側の緩衝器受け板と緩衝器とのすき間(ランバイ)及び緩衝器ストロークが適切に確保されていること(すき間寸法はトラクション式エレベーターの場合と同じ)。						
81	安全装置(安全距離確保スイッチ)	かご上で運転をする場合に、保守員が立つ位置と昇降路頂部機器とのすき間 1.2m を確保してかごの上昇を自動的に停止する頂部安全距離確保スイッチを設けること。 ただし、頂部確保スイッチを設けない場合は、No85、86(頂部すき間)の規定に適合すること。						令第 129 条の 10 第 2 項第二号 H12 告示第 1423 号第 1 第一号ロ

No	項目	確認内容	適合	参照先				関連条項
				仕	計	図	資	
82	安全装置（安全距離確保スイッチ つづき）	点検運転時に、かごとピット底面との間に1.2m以上の垂直距離を確保してかごを停止させるピット安全距離確保スイッチを設けること。						H12告示第1423号第1第一号イの昇降機技術基準の解説の設計上の留意事項(4)
83	安全装置（操縦機）	かごを出入口に自動的に停止させる装置又は操縦機の操作をやめた場合に操縦機が自動的にかごを停止させる状態となる構造を備えること。						H12告示第1423号第2第一号
84	安全装置（調速機）	過速検出スイッチ（定格速度の1.3倍（定格速度45m/min以下では63m/min）を超えないうちに動力を遮断するスイッチ）を設けること。						H12告示第1423号第2第二号
85	安全装置（制動機）	動力供給が切れたときに、惰性による原動機の回転を自動的に制止する装置（ブレーキ）を設けること。ブレーキの制動力は積載荷重125%の場合でも、かごを安全に減速・停止させる能力を有すること。						令第129条の8第2項第一号 令第129条の10第2項第一号 H12告示第1423号第2第三号 H12告示第1429号第1第一号
86	安全装置（非常止め装置）	定格速度の1.4倍（定格速度45m/min以下では68m/min）を超えないうちに調速機の作動によりかごの下降を制止する非常止め装置を設けること。 （定格速度45m/minを越える場合は次第ぎき非常止め装置。定格速度45m/min以下の場合は早ぎき非常止め装置を用いても良い）。						H12告示第1423号第2第四号イ
87		積載荷重3100N以下、定格速度45m/min以下、昇降行程13m以下の場合は、スラックロープ式非常止め装置を用いても良い。 （主索緩み検出部分の設定は、かごが昇降路最上部において下降方向に1g加速状態にある場合に、かごから最遠端での主索端部外れ状態を検出可能であること。）						告示第1423号第2第四号ロ
88	安全装置（リミットスイッチ）	終端階付近で終端階方向への運転を制御するリミットスイッチ（ディレクショナルスイッチ）を設けること。						H12告示第1423号第2第五号
89		終端階を過ぎたとき、駆動装置への動力供給を速やかに停止するファイナルリミットスイッチを設けること。						
90	安全装置（緩衝器・緩衝材）	ばね緩衝器（定格速度60m/min以下に限る。）はストロークが規定値（定格速度30m/minでは3.8cm、45m/minでは6.6cm、60m/minでは10cm）以上であること。 定格積載量を搭載したかごの4倍の荷重が静的に作用したときのばねのたわみが、前記ストローク以上であること。						H12告示第1423号第2第六号イ
91		定格速度が30m/min以下で定格速度の1.4倍以下で作動する過速検出装置を設けたものでは、適当な緩衝材または緩衝器とすることができる。						H12告示第1423号第2第六号

No	項目	確認内容	適合	参照先				関連条項
				仕	計	図	資	
92	安全装置 (スラックロープスイッチ)	巻胴式では主索の巻き切りや逆巻きを防ぐため、スラックロープスイッチを設けること。(検出部は、最遠端での発生した主索緩みを検出可能なこと。)						H12 告示第 1423 号第 2 第七号
93	安全装置 (戸開走行保護装置)	次に掲げる場合に自動的にかごを制止する装置の大臣認定を取得していること。 イ 駆動装置又は制御器に故障が生じ、かごの停止位置が著しく移動した場合 ロ 駆動装置又は制御器に故障が生じ、かご及び昇降路のすべての出入口の戸が閉じる前にかごが昇降した場合						令第 129 条の 10 第 3 項第一号、第 4 項
94	安全装置 (地震時間官制運転)	昇降行程が 7m 以下の場合、以下 5 項目(令第 129 条の 10 第 3 項第二号、H20 告示第 1536 号)の地震時管制運転装置を適用しなくとも良い。						H12 告示 1413 号第 1 第四号
95		地震その他の衝撃により生じた国土交通大臣が定める加速度を検知し、自動的に、かごを昇降路の出入口の戸の位置に停止させ、かつ、当該かごの出入口の戸及び昇降路の出入口の戸を開き、又はかご内の人在这らの戸を開くことができることとする装置を設けること。						令第 129 条の 10 第 3 項第二号、第 4 項 H20 告示第 1536 号第 1
96		地震時等管制運転装置は、建築物に加速度を検知することができるよう適切な方法で設置すること。						H20 告示第 1536 号第 2 第一号
97		加速度を検知する部分は、機械室又は昇降路内(かごが停止する最下階の床面から昇降路の底部の床面までの部分に限る。)に固定すること。ただし、昇降路に震動が頻繁に生じることにより加速度を検知する上で支障がある場合にあっては、この限りでない。						H20 告示第 1536 号第 2 第二号
98	安全装置 (地震時間官制運転)	地震時管制運転装置は、次のイからハまでに適合するものとする。 イ かごが昇降路の出入口の戸の位置に停止している場合は、加速度の検知後直ちに、自動的にかごの出入口及び昇降路の出入口の戸を開くものであること、又はかご内の人在这らの戸を開くことができるものであること。 ロ かごが昇降している場合は、加速度の検知後 10 秒以内に、自動的に最も短い昇降距離でかごを昇降路の出入口の戸の位置に安全に停止させ、当該かごの出入口及び昇降路の出入口の戸を開くものであること、又はかご内の人在这らの戸を開くことができるものであること。ただし、かごを昇降路の出入口の戸の位置に安全に停止させる前に建築物の基礎に 0.8m/sec ² 以上の加速度が生じた場合、その他建築物の構造耐力上主要な部分の変形又は震動によってエレベーターの通常の昇降に支障が生じるおそれがある場合は、支障が起こるおそれがなくなった後 90 秒以内に、自動的に最も短い昇降距離でかごを昇降路の出入口の戸の位置に安全に停止させ、かごの出入口及び昇降路の出入口の戸を開くものであること、又はかご内の人在这らの戸を開くことができるものであること。 (次頁に続く)						

No	項目	確認内容	適合	参照先				関連条項
				仕	計	図	資	
99	安全装置 (つづき 地震時間官制 運転)	(前頁から続き) ハ 加速度の検知後直ちに、その旨をかご内の見やすい 場所に表示することができるものであること。						
100		地震時管制運転装置には、予備電源を設けること。					H20 告示第 1536 号第 2 第四号	
101	安全装置(外 部連絡装置)	停電等の非常の場合において、かご内からかご外に連絡 することができる装置を設けること。					令第 129 条の 10 第 3 項第三号	
102	安全装置(過 荷重検出装 置)	かごの床面積が 1.1m ² を超える場合、又は住宅展示場の モデルハウス、ショールーム等に設置する場合は、積載 荷重に 1.1 を乗じて得た荷重が作用した場合において警 報を発生し、かつ出入口の戸の閉鎖を自動的に制止する装 置を設けること。					令第 129 条の 10 第 3 項第四号イ	
103	安全装置 (停電灯)	停電時でもかご床面で 1ルクス以上の照度を確保する照 明装置を設けること。					令第 129 条の 10 第 3 項第四号ロ	

注記 1. No. 75 のロ

昇降路の出入口の戸の施錠装置の構造は H20 年告示第 1447 号に定められているが、昇降路（令 129 条の 7 の関連規定）であるため、型式適合認定の対象外である。しかし、施錠装置はかご戸の動きで解錠される場合が多く、かご戸との係合関係、施錠装置のスイッチも令 129 条の 8 第 2 項第二号によりチェックしておく必要がある。

以上